



発行 新潟県

**第 54 号**

令和4年7月19日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 826 新潟県税務総合オンラインシステム用サーバ機器等の賃貸借（再リース）（税務課）
- 827 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 828 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 829 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 830 道路の区域変更（道路管理課）
- 831 道路の供用開始（道路管理課）
- 832 道路の区域変更（道路管理課）
- 833 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- クリーニング師試験の実施（生活衛生課）
- 指定管理者の募集（都市整備課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

公安委員会告示

- 80 警備業法による警備員の検定の実施（生活安全企画課）
- 81 警備業法による警備員の検定の実施（生活安全企画課）

告 示

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量  
新潟県税務総合オンラインシステム用サーバ機器等の賃貸借（再リース）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県総務部税務課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
借入
- 4 契約方式  
随意契約
- 5 契約日  
令和4年6月13日
- 6 契約者の氏名及び住所  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ信越 新潟支店  
新潟県新潟市中央区笹口1丁目26番9号
- 7 契約価格

32,119,560円

8 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号

---

◎新潟県告示第827号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、上越市の頸城土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和4年7月19日

新潟県上越地域振興局長

1 就任

監事 上越市浦川原区飯室748番地 猪良 清一

就任年月日 令和4年7月2日

---

◎新潟県告示第828号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、佐度市の新穂村土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和4年7月19日

新潟県佐度地域振興局長

1 就任

監事	佐渡市新穂大野976	中山 孝明
〃	〃 新穂瓜生屋1108	末武 浩二
〃	〃 新穂大野1717	本間 俊一郎

就任年月日 令和4年7月7日

2 退任

監事	佐渡市新穂大野976	中山 孝明
〃	〃 新穂井内104	久保 龍一
〃	〃 新穂瓜生屋1026	本間 邦秋

退任年月日 令和4年7月6日

---

◎新潟県告示第829号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和4年7月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 処分をした年月日 令和4年4月20日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社星建設

星 郁浩

3 主たる営業所の所在地

長岡市寺泊竹森1560-64

4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第7288号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年4月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和4年4月27日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社アズサ

横木 宏幸

- 3 主たる営業所の所在地  
三条市西潟30-7
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第16469号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実  
令和4年4月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和4年5月2日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社エー・エル  
関川 明子
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市昭和2-1-7
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第42577号
  - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年5月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和4年5月11日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社中央ルーフサービス  
田鹿 明日実
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市中央5-17-32
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第20319号
  - 5 処分の内容 石工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年5月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和4年5月12日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社久比岐開発  
丸山 隆志
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市栄町1-7-34
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-29)第38759号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年5月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和4年5月16日
-

- 
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
高波設備  
高波 和輝
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市安塚区牧野294-9
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第9658号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年5月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年5月17日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社野口配管ポンプ店  
野口 貞智
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市千歳3-8-2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第6266号
  - 5 処分の内容 土木工事業、管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年5月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年5月18日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
小杉土建工業株式会社  
小杉 尚志
  - 3 主たる営業所の所在地  
小千谷市東栄3-4-5
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-2)第43730号
  - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年5月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年5月18日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社関配管  
関 喜美夫
  - 3 主たる営業所の所在地  
魚沼市大字根小屋1353-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第17875号
  - 5 処分の内容 土木工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年4月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 
-

- 
- 1 処分をした年月日 令和4年5月18日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
高沢住興  
高沢 功
  - 3 主たる営業所の所在地  
糸魚川市大字今村新田772
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－3）第25579号
  - 5 処分の内容 建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年4月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年5月19日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社佐藤さく井設備  
佐藤 守
  - 3 主たる営業所の所在地  
胎内市高畑字新割271-2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－1）第849号
  - 5 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年5月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年5月20日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社中越ポンプ  
能登 政幸
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市江南区楚川甲415-4
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特－29）第14564号
  - 5 処分の内容 電気工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年5月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年5月20日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
本間住建  
本間 生夫
  - 3 主たる営業所の所在地  
佐渡市畑野甲181
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－29）第11748号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実
-

令和4年5月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和4年5月25日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社三浦組  
三浦 茂雄
  - 3 主たる営業所の所在地  
阿賀野市下里640
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-1)第13044号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年5月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和4年5月25日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
長峰建築  
長峰 和博
  - 3 主たる営業所の所在地  
阿賀野市大字山崎311
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第40603号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年4月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和4年5月26日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社マサミ総業  
村山 正巳
  - 3 主たる営業所の所在地  
十日町市新宮乙174-8
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第28569号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年5月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和4年5月27日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社スーパージングル  
原 正行
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市南区下曲通320-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第41600号
-

- 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年5月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年5月30日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社ミック  
久保 正栄
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市琴平3-5-59
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第43019号
  - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年5月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年5月31日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
新潟総建株式会社  
小栗 正充
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市東区中山2-1-36
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第23969号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年5月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年6月1日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
渋谷工業  
澁谷 勇樹
  - 3 主たる営業所の所在地  
新発田市八幡新田699-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第45831号
  - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年4月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年6月1日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
今井左官  
今井 市太郎
-

- 3 主たる営業所の所在地  
魚沼市小庭名新田40-4
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第43198号
- 5 処分の内容 左官工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実  
令和4年4月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和4年6月1日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社鶴城工業所  
島 和久
- 3 主たる営業所の所在地  
長岡市栃尾原町5-4-8
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-2)第16955号
- 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び解体工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実  
令和4年5月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

◎新潟県告示第830号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年7月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水原亀田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
阿賀野市窪川原字柳島495番から	新	(A)8.5~25.4メートル	185.9メートル
		(B)10.6~25.4メートル	198.5メートル
同市上黒瀬字前川原48番1まで	旧	8.5~25.4メートル	185.9メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第831号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年7月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 水原亀田線
- 2 供用開始の区間



阿賀野市窪川原字柳島495番から同市上黒瀬字前川原48番1まで

3 供用開始の期日 令和4年7月19日

### ◎新潟県告示第832号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年7月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市北小浦字ながて869番2から	新	15.8～32.3メートル	168.4メートル
同市北小浦字和木浜871番2まで	旧	5.2～29.2メートル	168.4メートル

### ◎新潟県告示第833号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年7月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市北小浦字ながて869番2から同市北小浦字和木浜871番2まで
- 3 供用開始の期日 令和4年7月19日

## 公 告

### クリーニング師試験の実施について（公告）

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和4年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和4年7月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日時  
令和4年10月12日（水）午前10時から
  - (2) 場所  
新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁西回廊2階 大会議室
- 2 試験科目
  - (1) 衛生法規に関する知識
  - (2) 公衆衛生に関する知識
  - (3) 洗たく物の処理に関する知識
  - (4) 洗たく物の処理に関する技能  
ア 繊維の鑑別

イ しみ抜き方法

ウ ワイシャツのアイロン仕上げ

### 3 受験資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者
- (4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項に該当する者

### 4 受験手続

#### (1) 受験願書受付期間

令和4年8月15日（月）から9月5日（月）まで（土、日、祝日を除く、8時30分から17時15分までの間）とし、郵送による場合は、9月5日（月）の消印のあるものまで受け付ける。

#### (2) 受験願書の提出先等

##### ア 提出先

県内に住所を有する者（新潟市に住所を有する者を除く） 住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部

新潟市及び県外に住所を有する者 新潟県福祉保健部生活衛生課

##### イ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送による場合は、次号4(3)エ「受験資格を有する者であることを証する書類及び添付書類」について、原本を提出する場合のみ可能とし、書留又は簡易書留を使用すること。

#### (3) 受験申込みに必要な書類

ア 受験願書 1通

イ 履歴書 1通

ウ 写真（出願前6ヶ月以内に撮影した正面上半身無帽のもので、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの）1枚

エ 受験資格を有する者であることを証する書類 1通

受験資格を有する者であることを証する書類が写しであるときは、原本を提示すること。また、書類上の氏名と現在の氏名が異なる場合は戸籍抄（謄）本を添付すること。なお、外国人である場合には、住民票の写しその他の当該者に係る書類であることを証する書類を添付すること。

また、海外の学校を卒業している場合は、地方厚生局長の認定を要する。

#### (4) 受験手数料

8,600円の新潟県収入証紙を受験願書に貼り、消印しないこと。ただし、地域振興局健康福祉（環境）部へ受験願書を持参する場合はクレジットカード等で納めることができる。

### 5 合格発表

令和4年11月11日（金）午前9時

新潟県庁行政庁舎1階広報展示室前掲示板及び各地域振興局健康福祉（環境）部において行う。

同日中に県ホームページにおいても発表する。

### 6 その他

この試験について不明な点は、各地域振興局健康福祉（環境）部又は新潟県福祉保健部生活衛生課に問い合わせること。

---

#### 指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号。以下「条例」という。）第15条の6第1項の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

令和4年7月19日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 募集する事項

##### (1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設 奥只見レクリエーション都市公園

イ 対象業務

- (7) 都市公園の運営に関する業務
- (イ) 条例第2条に規定する行為の許可に関する業務
- (ウ) 条例第5条に規定する利用の禁止又は制限に関する業務
- (エ) 条例第8条第1項に規定する許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務(前記1(1)イ(イ)に規定する許可に係るものに限る。)
- (オ) 都市公園の維持管理に関する業務
- (カ) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

(2) 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

2 申請資格

申請者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等が構成する共同体（以下「グループ」という。）とし、個人での応募は受け付けない。また、申請者（グループの構成員を含む。）は以下の要件を全て満たす必要がある。

- (1) 県内に主たる事務所を置く又は置くことが確実に見込まれる法人等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下、「役員等」という。）に就任していないこと。
- (4) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）
- (5) 新潟県から指名停止を受けていないこと。
- (6) 法人税、消費税、地方消費税及び県税の滞納がないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等により、更生又は再生手続きを行っていないこと。
- (8) 経営状況が健全であること。
- (9) 指定管理者になろうとする法人等（グループを含む。）及びその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるような関係にある団体でないこと。
- (10) 公園又は公園類似施設の管理業務実績があること。（グループで申請する場合は構成員のいずれかが当該管理業務実績を有していること。）

単独で申請した法人等は、他の申請グループの構成員になることはできない。また、複数の申請グループの構成員に同時にすることはできない。

なお、グループで申請する場合はグループの代表法人等を定めること。

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補として選定された者又は指定管理者としての指定を受けた者が、上記の要件のいずれかを欠くこととなった場合は、その選定又は指定を取り消すこととする。

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

- (1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、問い合わせ先

郵便番号 950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県土木部都市局都市整備課都市公園班  
電話番号 025-280-5440（直通）

- (2) 募集要項の配布方法

令和4年7月19日（火）から9月7日（水）までの間、新潟県都市整備課ホームページからダウンロードして入手すること。

- (3) 申請書類の提出期間

令和4年9月5日（月）から9月7日（水）午後5時まで

4 その他

- (1) 失格 申請書類に虚偽の記載があった場合、申請者が自らのプレゼンテーション実施前に他の申請者のプレゼンテーションの内容（収支計画の内容を含む。）を入手する等公正な審査を妨げるような行為があった場合及び指定管理料の額を不当にせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合その他の不正行為をした事実が確認された場合は、失格とする。また、申請書類に不備がある場合並びに新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会委員及び本募集に関わる県職員に対して、本募集に係る接触の事実が確認された場合は、失格

とする場合がある。

- (2) 指定管理者候補の選定 選定基準に基づく新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、サーベイメータの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和4年7月19日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入等件名及び数量

γ線測定用シンチレーションサーベイメータ 14式

β線測定用サーベイメータ 78式

電離箱式サーベイメータ 46式

##### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

##### (3) 納入期限

令和5年2月28日（火）

##### (4) 納入場所

入札説明書による。

##### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

#### 3 入札書の提出場所等

##### (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

##### (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

##### (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

##### (4) 入札書の受領期限

令和4年8月30日（火） 午後5時

##### (5) 開札の日時及び場所

令和4年8月31日(水) 午後2時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

#### 4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和4年8月5日(金)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和4年8月19日(金)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(10) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

#### 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Scintillation survey meter for measuring gamma rays [14] units

Survey meter for measuring beta rays [78] units

Ionization chamber type survey meter [46] units

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00P.M. (Fri.) August 19, 2022

(3) Date of bid opening:

2:30P.M. (Wed.) August 31, 2022

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

## 公安委員会告示

## ◎新潟県公安委員会告示第80号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和4年7月19日

新潟県公安委員会

委員長 津野敏江

## 1 検定の種別及び級

雑踏警備業務（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第3号に規定する警備業務をいう。）に係る同規則第4条に規定する2級の検定

## 2 実施日時

## (1) 学科試験

令和4年10月25日（火）午前10時から正午まで

## (2) 実技試験

令和4年11月5日（土）午前10時から午後5時まで

## 3 実施場所

## (1) 学科試験

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部意見聴取事務室

## (2) 実技試験

新潟県新潟市西区小新西2丁目21番1号

新潟県警察学校

## 4 受検資格

## (1) 新潟県内に住所を有する者

## (2) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員

## 5 定員

20人

## 6 検定の方法

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

## 7 検定の内容

## (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 8 検定の申込手続

## (1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に次により申し込むこと。

## ア 受付期間

令和4年10月6日（木）及び同月7日（金）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(5) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 検定申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により検定申請書を提出すること。

ア 提出期間

令和4年10月13日(木)及び同月14日(金)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

ウ 提出書類

検定申請書1通に次に掲げる書類を添付の上、提出すること。

(7) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(4) 新潟県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)

(5) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員にあつては、当該営業所に所属することを疎明する書面(営業所の所属証明書等)

エ 提出方法

申請者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 受検票の交付

受検票は、検定申請書受理時に交付する。

(4) 検定手数料

ア 金額

13,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、検定申請書提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、還付しない。

9 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110(代表)

---

◎新潟県公安委員会告示第81号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和4年7月19日

新潟県公安委員会

委員長 津野敏江

1 検定の種別及び級

交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第1条第4号に規定する警備業務をいう。)に係る同規則第4条に規定する2級の検定

2 実施日時

(1) 学科試験

令和4年10月25日(火)午前10時から正午まで

(2) 実技試験

令和4年11月5日(土)午前10時から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

---

新潟県警察本部意見聴取事務室

(2) 実技試験

新潟県新潟市西区小新西2丁目21番1号

新潟県警察学校

4 受検資格

(1) 新潟県内に住所を有する者

(2) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員

5 定員

20人

6 検定の方法

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

7 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 検定の申込手続

(1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和4年10月6日(木)及び同月7日(金)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(5) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 検定申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により検定申請書を提出すること。

ア 提出期間

令和4年10月13日(木)及び同月14日(金)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

ウ 提出書類

検定申請書1通に次に掲げる書類を添付の上、提出すること。

(7) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(4) 新潟県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)

(5) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員にあつては、当該営業所に所属する



ことを疎明する書面（営業所の所属証明書等）

エ 提出方法

申請者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 受検票の交付

受検票は、検定申請書受理時に交付する。

(4) 検定手数料

ア 金額

14,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、検定申請書提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、還付しない。

9 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110（代表）